

審査請求書（下水道使用料督促状 22）

平成 29 年 9 月 26 日（火）

青森市長 小野寺 晃彦 様

審査請求人 三国谷清一



下記のとおり審査請求をする。

記

1. 審査請求人の住所、氏名、年齢

住 所 青森市桜川4丁目8番2号

氏 名 三国谷清一

年 齢 68歳

2. 審査請求に係る処分

青森市公営企業管理者企業局長（以下「企業局長」という。）の平成 29 年 8 月 25 日付下水道使用料督促状（平成 29 年 7 月分）（以下「本件督促状」という。）による処分。

3. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成 29 年 8 月 26 日

4. 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求める。

5. 審査請求の理由

- (1) 平成 27 年 2 月 17 日開催民生環境常任委員協議会において小松文雄環境部次長（現環境部長）（以下「小松次長（当時）」という。）は「下水道使用料督促状の発行は企業局水道部に事務委任するが、この督促状の発行には新たな経費は発生しない」と説明をしたが、本件督促状の作成・発送には 70.6 円の経費が掛かっている。小松次長の説明が間違っていることは明らかである。
- (2) また、平成 28 年 12 月 27 日開催総務企画常任委員会において岸田総務部総務課長（当時）は下水道使用料に係る督促手数料の無料化の理由として概ね①今まで下水道使用料に係る督促手数料を徴収したことがなかったこと②国が督促手数料を徴収しない方が好ましいといったことを通知していること、の 2 点から青森市では下水道使用料に係る督促手数料を無料化したと答弁したが、この説明は 2 点とも事実と反する過るる答弁である。
- (3) 小松環境部次長（当時）の、新たな経費が発生しないから下水道使用料に係る督促手数料を無料化したとの「無意味で、虚偽に近い事実と反すること著しい」間違った説明、そして、その後の岸田総務部総務課長（当時）の下水道使用料に係る督促手数料を無料化した理由は二つとも間違いである明らかである。
- (4) 下水道使用料に係る督促手数料を無料化した現行下水道条例は、合理的な理由がないままに改正したものであり、何らの正当性を持たないことは明らかである。間違った説明を前提として青森市下水道条例（以下「下水道条例」という。）を改正し、「下水道使用料に係る督促手数料は徴収しない」とこととしたものであり、過るる下水道条例を根拠にした、本件督促状による処分は違法若しくは不当であり、本件督促状は取り消されるべきである。
- (5) また、何らの正当性を持たない現行の青森市下水道条例に基づいて賦課された平成 29



年 7 月分の下水道使用料はこれまた審査請求人に請求する根拠を有しないものであり、根拠のない下水道使用料を滞納したからといって督促をすること自体何の意味もないものである。無意味な本件督促状は取り消されるべきである。

(6) 過てる説明を根拠に青森市下水道条例を改正し、下水道使用料督促手数料を無料化したことにより、青森市に多額の損害を与えている。

(7) 審査請求人は現に下水道使用料を滞納しているが、一度として滞納下水道使用料に係る督促(本件督促状による督促以外の方法による督促)を受けたことがない。このことからしても、青森市長が下水道使用料に係る適切な債権管理を行っていないことは明らかであり、職務怠慢も甚だしい。

6. 処分庁の教示

不服申し立てに関する教示はありません。

7. 行政不服審査法第 31 条の規定による口頭意見陳述の申立て

行政不服審査法第 31 条の規定により口頭意見陳述を申立てる。

審査庁である市長の見解

1 審査請求に係る処分の内容

平成 29 年 7 月分の下水道使用料に係る督促処分

2 審査庁である市長の見解

別紙のとおりなされた審査請求については、次の審理員意見書のとおり審査請求人の主張する違法又は不当な点は認められないため、棄却すべきものとする。

審理員意見書

平成 30 年 4 月 5 日

青森市長 小野寺 晃彦 殿

審理員 坪 真紀子



行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 42 条第 2 項の規定に基づき、審査請求人 三国谷 清一が、平成 29 年 9 月 26 日に提起した処分庁 青森市公営企業管理者企業局長による下水道使用料督促処分（平成 29 年 7 月分）に対する審査請求（平成 29 審査請求第 33 号）の裁決に関する意見を提出する。

第 1 事案の概要

- 1 処分庁は、審査請求人が平成 29 年 6 月 27 日から平成 29 年 7 月 26 日までの期間において排除した汚水の量等をもとに算定した下水道使用料の額等を記載した下水道使用料納入通知書（平成 29 年 7 月分。以下「納入通知書」という。）を、納入期限を平成 29 年 8 月 15 日として平成 29 年 7 月 28 日に審査請求人宛に郵送した。
- 2 納入通知書に記載した納入期限から相応の期間が経過した平成 29 年 8 月 25 日時点において、納入通知書に記載した下水道使用料が完納されなかったため、処分庁は、収納が確認されていない旨等を記載した下水道使用料督促状（平成 29 年 7 月分。以下「本件督促状」という。）を、納入期限を平成 29 年 9 月 4 日として平成 29 年 8 月 25 日に審査請求人宛に郵送した。
- 3 審査請求人は、平成 29 年 9 月 26 日、青森市長に対し、本件督促状による処分の取消しを求める審査請求をした。

第 2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、下水道使用料督促状の作成・発送には 70.6 円の経費が掛かっているにも関わらず、合理的な理由がないままに青森市下水道条例の改正をして、下水道使用料に係る督促手数料は徴収しないこととした。過る青森市下水道条例を根拠とした本件督促状による処分は違法若しくは不当であり、本件督促状は取り消されるべきである、というものである。

2 処分庁の主張

処分庁は、青森市事務の委任及び補助執行に関する規則第 6 条（企業局長への委任）の規定により、「下水道使用料の徴収（地方自治法第 231 条の 3 第 2 項から第 4 項までの規定によ

る手数料及び延滞金並びに滞納処分に関する事務を除く。)及び還付に関する事」を受任している。このことから、審査請求人が平成 29 年 6 月 27 日から平成 29 年 7 月 26 日までの期間において排除した汚水の量等をもとに算出した下水道使用料の額等を記載した下水道使用料納入通知書を審査請求人宛に郵送したが、納入期限から相応の期間が経過した平成 29 年 8 月 25 日時点において納入通知書に記載した下水道使用料が完納されなかったため、地方自治法 231 条の 3 (督促、滞納処分等) 及び青森市下水道条例第 30 条の 2 (督促) の規定により、収納が確認されていない旨等を記載した本件督促状を、平成 29 年 8 月 25 日に審査請求人宛に郵送した。

本件督促状による処分は、関係法令を踏まえて行った処分である旨主張している。

第 3 理由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 青森市事務の委任及び補助執行に関する規則 (平成 17 年規則第 13 号。以下「規則」という。) 第 6 条では、下水道使用料の徴収 (地方自治法第 231 条の 3 第 2 項から第 4 項までの規定による手数料及び延滞金並びに滞納処分に関する事務を除く。) 及び還付に関することに係る事務を企業局長に委任する旨規定している。
- (2) 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) 第 231 条の 3 第 1 項では、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限まで納付しない者がいるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない旨規定されている。
- (3) また、法第 231 条の 3 第 2 項では、普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる旨規定されている。
- (4) 青森市下水道条例 (平成 17 年条例第 201 号。以下「条例」という。) 第 30 条の 2 第 1 項で、市長又は市長の委任を受けた職員は、納期限を過ぎても使用料を完納しない者がいるときは、納期限後 20 日以内に督促状を発行しなければならない旨規定している。
- (5) また、条例第 30 条の 2 第 3 項で、督促手数料は、これを徴収しない旨規定している。

2 本件督促状による処分の違法性又は不当性について

- (1) 本件督促状による処分については、規則第 6 条の規定に基づき、事務委任を受けた企業局長が行ったものである。条例第 30 条の 2 第 1 項では、納期限を過ぎても使用料を完納しない者がいるときは、納期限後 20 日以内に督促状を発行しなければならないとしている。
本件督促状による処分については、これらの規定に基づき行われたものであり、違法又は不当であるとはいえない。
- (2) 審査請求人は、下水道使用料督促状の作成・発送には 70.6 円の経費が掛かっているにもかかわらず、下水道使用料に係る督促手数料を徴収しないとした条例に基づく本件督促状による処分は違法若しくは不当であると主張している。

法第 231 条の 3 第 2 項では、普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる旨規定されており、督促手数料を徴収するか否かは、普通地方公共団体の裁量によるものであり、青森市においては、条例第 30 条の 2 第 3 項で、督促手数料を徴収しない旨規定している。

したがって、審査請求人の主張は、本件督促状による処分の取消しを求める理由としては採用することができない。

- (3) 審査請求人は、審査請求書、反論書及び本件審査請求に係る口頭意見陳述の中で、種々の主張を行っているが、これらの主張はいずれも本件督促状による処分の取消しを求める理由としては採用することができない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件督促状による処分に違法又は不当な点は認められない。

第 4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。